

2022年5月25日



福島のために
お客さまのために
そして未来を育むために

プレスリリース



遺言代用信託「家族の絆物語」 の取扱開始について

福島銀行（取締役社長 加藤 容啓）は、お客さまの生活を支援しライフステージにふさわしい資産形成をサポートするため、オリックス銀行株式会社（本社 東京都港区、社長 錦織 雄一、以下 オリックス銀行）と信託契約代理店の業務委託契約を締結し、遺言代用信託「家族の絆物語」の取扱いを開始いたしましたので、お知らせします。

遺言代用信託とは、遺言書を作成いただくことなく、お客さまに相続が発生した際に、お預かりした金銭をあらかじめ指定いただいたご家族等の受取人にお渡しする商品です。

本商品は、申込人に相続が発生してから最短 5 営業日で受取人に金銭をお渡しすることが可能で、葬儀費用等の急なお支払いやご遺族の生活等に備えることができます。お預かりした金銭はオリックス銀行が元本を保証し、生前中は年 1 回、予定配当率に応じた配当金が支払われます。無料で中途解約ができ、急なご計画の変更にも対応できます。

1. 取扱開始日

2022年5月25日（水）より



2. 遺言代用信託「家族の絆物語」商品概要

募集対象	個人のお客さま * 申込時点において日本国籍を有し、国内に住所を有する未成年者を除く個人で、後見人等の代理人を必要とされない方
信託の種類	合同運用指定金銭信託
申込金額	100万円以上 3,000万円以下（100万円単位） * ただし、お客さまが保有する金融資産の 1/3 までの金額
信託期間	信託設定から信託終了日まで最長 30 年 * 信託終了日前であっても、他の信託の終了事由（お客さまがお亡くなりになった時等）が生じた場合等には、信託契約は終了します
受取人	指定相続人（仮に信託契約日において、お客さまの相続が開始した場合に、相続人となることが予定される方） * 特約により三親等内の親族（未成年者を含む）を指定可能
元本補填	信託元本に万一欠損が生じた場合は補填されます
預金保険制度	預金保険制度の対象商品です
信託報酬	<ul style="list-style-type: none">管理報酬はかかりません運用報酬は、お預かりした元本を毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用益からお客さまへの収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額（信託元本に対して年 0.01%～3.00%の範囲内）です* 信託元本やお客さまへの配当金から差引かれるものではありません

申込手数料	申込金額の1.1% (税込)
中途解約	全部解約のみ可能 * ただし、直近で支払った配当金の計算期日の翌日以降の収益配当はありません
取扱店舗	福島銀行全営業店 (いつでもどこでも支店除く)

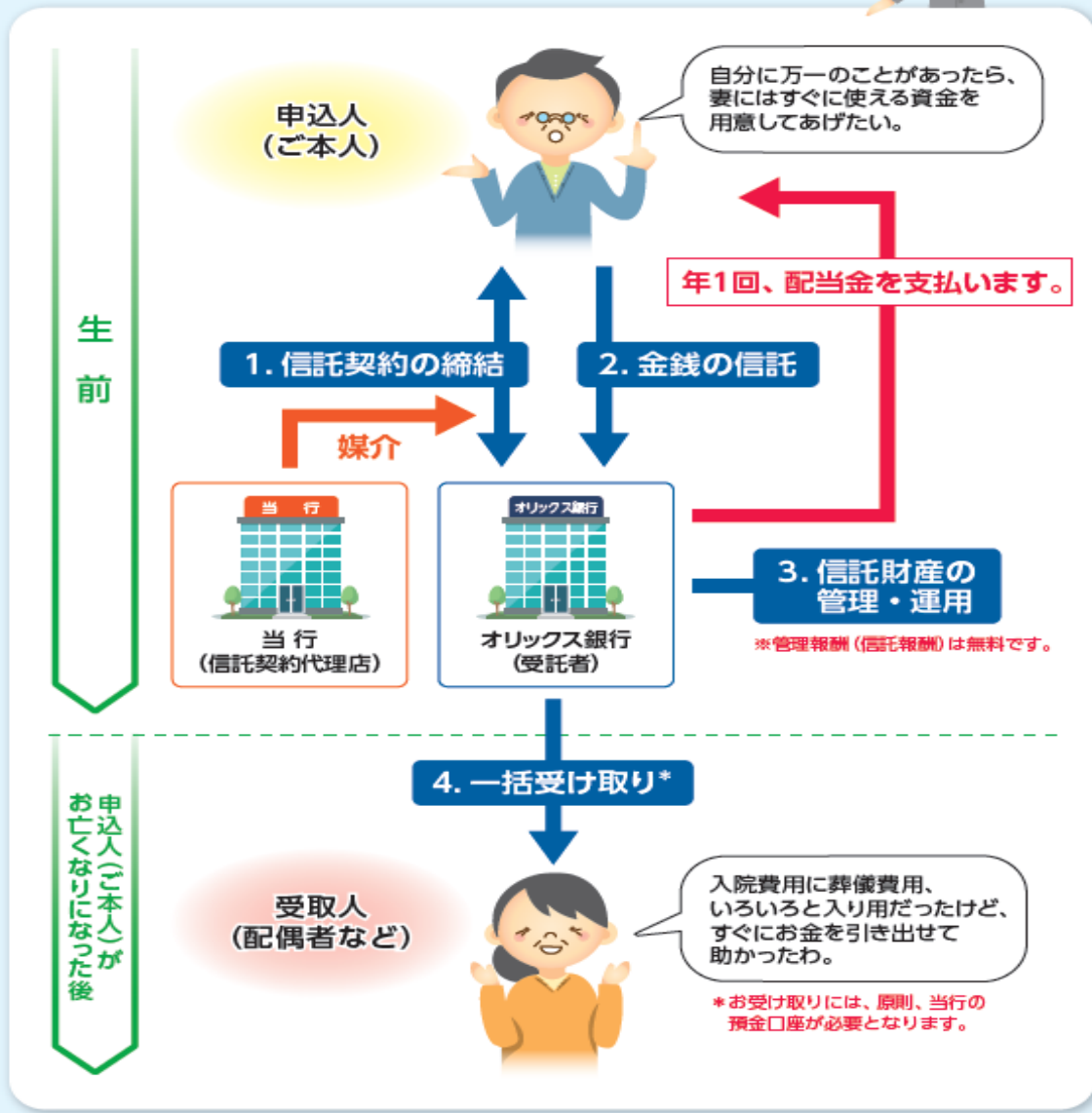
※ 詳しくは、当行ホームページや店頭のリフレットをご覧ください。

以上



「家族の絆物語」の仕組み

申込人 (ご本人) からお預かりした資金を、
申込人 (ご本人) に相続が発生した際に、あらかじめ指定
いただいた受取人の方へ一括でお渡しする仕組みです。



家族の絆物語

遺言代用信託



安心の元本保証

中途解約手数料が無料

申し込みは100万円から

年1回配当金お受け取り※

※本商品は、確定利回り商品ではありません。

 福島銀行



相続が発生したとき、複雑な手続きに悩まされることなく、スムーズに受取人が資金を一括で受け取ることができます。

「家族の絆物語」の特長

特長
1

安心の
元本保証です。

元本が保証されている商品なので安心です。

特長
2

中途解約が
無料でできます。

中途解約ができる商品なので安心です。
(ただし全部解約のみとなります。)

特長
3

年1回、**配当金**を
支払います。*

配当金のお知らせや契約の
明細などを郵送します。

信託した財産は**遺産分割協議の対象外**。遺留分については十分ご注意ください。

遺言書を作成することなく、資金の受取人を決定できます。

申し込みは100万円から。手軽に始められます。

相続の際は、**全額を一括で受け取る**ことができます。



※本商品は、確定利回り商品ではありません。

「家族の絆物語」の仕組み

生前

申込人(ご本人)がお亡くなりになった後

自分に万一のことがあったら、
妻にはすぐに使える資金を
用意してあげたい。

媒介



当行
(信託契約代理店)

入院費用に葬儀費用、
いろいろと入り用だったけど、
すぐにお金を引き出せて助かったわ。

1. 信託契約の締結

2. 金銭の信託



オリックス銀行
(受託者)

4. 一括受け取り*

*お受け取りには、
原則、当行の預金
口座が必要と
なります。

申込人
(ご本人)

年1回、配当金を支払います。

3. 信託財産の
管理・運用

受取人
(配偶者など)

詳しくは商品説明書および約款をご覧ください。

- 申込手数料として、申込金額の1.1%に相当する金額(消費税込み)を、信託金と一緒に支払っていただきます。
- 申し込みの取り消しは、募集期間の経過後は受け付けません。
- 中途解約をご希望の場合は、信託設定後に手続きをお願いします。この場合、申込手数料は返金されませんのでご注意ください。
- オリックス銀行は、信託元本に万一欠損が生じた場合はこれを完全に補てんします。ただし、オリックス銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生した際には履行できない場合があります。この商品は預金保険制度の対象です。

「家族の絆物語」のお問い合わせ・ご用命はこちらまで